

別 表

別表1 補助対象となる経費（第4条第1号、第2号及び第3号関係）

経費区分	内容等
報償費	講師、看護師、審判、司会及びイベント手伝い等に対する謝礼 ただし、老人クラブ会員に対する報酬は除く。
備品購入費	会員の健康の増進に関する事業等に係るスポーツ用品等 概ね5,000円を超える参考図書購入費 ただし、週刊、月刊又は年刊の図書は消耗品とする。
印刷製本費	資料、文書、パンフレット及び冊子等の印刷経費
消耗品費	文房具等事務用品及び材料費
通信運搬費	郵便料金、運送費及び団体利用による交通費等 ただし、社会見学等の現地視察に係る交通費については、団体利用に限らない。
使用料	会場、船車及び器具等借り上げ経費
委託料	会場設営に係る経費
筆耕翻訳料	賞状の筆耕及び手話通訳等に係る経費
食糧費	飲料水（お茶、水、スポーツドリンクのみとする。）
団体保険料	団体事業に係るスポーツ保険等
手数料	上記経費に係る振込手数料

※上記経費について、個人給付は認めない。

別表2 区老連事業補助金算定基準（第5条第4項関係）

区老連あたり定額分	一区老連あたり 年間 84,000円
老人クラブ数より算出するもの	一老人クラブあたり 年間 6,500円
会員数より算出するもの	一会員あたり 年間 80円
友愛訪問活動件数より算出するもの	一件あたり 年間 500円

注1 老人クラブ数及び会員数の算定の基準日は、補助金の交付を受ける前年度の3月1日とする。ただし、補助事業開始時点で休止又は解散する老人クラブを除く。

2 友愛訪問活動件数は、前年度実績を上限とする。